

○議長（茅沼隆文）

日程第5、議案第12号 開成町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、開成町の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進を図るため設置する対策本部に関し必要な事項を定めるため、開成町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

では、議案を朗読させていただきます。議案第12号 開成町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定することについて。

開成町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成25年3月5日提出、開成町長、府川裕一。

開成町条例第 号、開成町新型インフルエンザ等対策本部条例。第1条において、趣旨を説明しています。

第1条、この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、開成町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条においては、組織について規定しています。第1項は、開成町新型インフルエンザ等対策本部長、2項で、副本部長、3項では、対策本部の本部員、4項では、必要な町職員、5項で、町長の任命について述べています。

特別措置法の第35条において、町対策本部長は町長、本部員に副町長、教育長、消防団長ほか、町長が任命する町職員、町対策本部には、副本部長を置き、本部員のうちから町長が指名しますとしています。

第3条の1項で、必要に応じ、会議を招集すること。2項では、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員、神奈川県職員、その他町の職員以外のものを会議に出席させ、意見を述べるができるとしています。

第4条では、本部長は必要と認めるときは、新型インフルエンザ対策本部に部を置くことができること。部の本部員は、本部長が指名するとしています。

第5条で、対策本部に関し、必要な事項は本部長が定めるとしています。

附則、この条例は、法の施行の日から施行する。

では、これまでにまとめられております内容と、今後のスケジュールについて、説明させていただきます。

大きく八つにまとめられております。

一つ目として、新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方です。対策の主な目的は、感染拡大を可能な限り抑制し、患者数等が医療提供のキャパシティを越えないようにすることで、国民の生命及び健康に保護すること。国民生活及び国民経済に及ぶ影響等が最少になるようにすることとしています。

二つ目として、指定公共機関の指定ということで、政令で示されます。政令で示される指定公共機関は、一定の基準を満たす以下のものということで、電気通信事業者、電気事業者、バス事業者、鉄道航空事業者や、医療関係団体等が指定されます。

三つ目として、国民への情報提供、これが行動計画の中に盛り込まれます。平時において、予防に関する必要な情報の周知を図ることが必要。発生時においては、新型インフルエンザ等対策に必要な情報を発信するほか、誤った情報を迅速に打ち消すことが重要。政府における情報提供の体制整備が必要となります。

四つ目としては、医療体制の確保、これも行動計画に政令で定められます。

海外発生期から地域発生早期における医療体制についてということで、都道府県等は、帰国者接触者外来をおおむね人口10万人に1カ所程度設置と考えております。

地域感染期以降における医療体制についてということで、原則として、一般の医療機関において、新型インフルエンザ等患者の診療を実施することを記述します。

五つ目といたしまして、緊急事態宣言の要件ということで、政令で三つ定められます。以下の要件を満たす場合ということで、一つ目が、重症例、重症の症例、肺炎、多臓器不全、脳症などが通常のインフルエンザと比較して、相当多く見られる場合。二つ目として、報告された患者等が誰から感染したかが不明な場合、または報告された患者等が誰から感染したかは判明しているが、感染のさらなる拡大の危険性が否定できないと判断された場合。なお、これらの要件に合致するかどうかは、発生時に政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴取するとしています。

六つ目です。感染拡大防止のための施設の使用制限の対象施設、これも政令で定められます。これは施設の特性に応じてグループ分けをして、対応して、リスクの高い施設等、社会生活をする上で必要な施設、これ以外の施設等に分けられます。

七つ目として、予防接種、特定接種が挙げられます。特定接種は、医療や国民経済の維持のために、発生時に事業登録者に国民より先に接種を開始するというものです。その後に国民を対象に接種ということになります。

八つ目は、その他として、サーベイランス、見張り、監視という意味です。それと水際対策、航空機の航空運航制限、残留邦人への対応、国内発生初期の現地対応、社会的弱者への支援、埋葬、火葬等についても記述することになってございます。

今後のスケジュールといたしましては、今のところ、予定では4月、特措法の施行日ということになります。具体的には、平成24年5月11日から起算して1年

を超えない範囲内ということですので、5月10日までには施行されるということになります。その後、5月から6月ごろ、政府行動計画が策定され、その後に、指定地方公共機関の指定も含んで、県の行動計画を作成します。県の行動計画が策定後に、開成町の行動計画を策定していくというスケジュールになります。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

山田貴弘君。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。このたび、対策本部に対する条例を制定することについては理解するところであります。そのような中で、国による行動計画を持って、今後、この条例を条例というか、インフルエンザですね。対策に対する行動の計画は、それをもとに、今後行動していくということで、特にこれに対しての規則というのですか。施行規則というのですか。そこら辺は特に設けなくて、国ができて、県ができて、それに伴ってやるという理解でよろしいのか。そこら辺、確認をしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

議員おっしゃられるとおり、法が施行された後に、国が行動計画を策定いたします。順次、町の上部組織である県の計画が策定された後に、それに基づいて、町も行動計画を策定していくということになります。

○議長（茅沼隆文）

山田貴弘君。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。その点については、理解いたしました。内容について、ちょっとお聞きするんですけども、これは当然、対策本部を設けるということではわかります。2条の4項、5項については、例えば、4項については、必要な職員を置くことができるという、また、5項については、町職員のうちから町長が任命するというので、基本的には、この会議をやるに当たって、本部対策の会議の中での議論だとは思いますが、これ状況によっては、精通した職員が現地に赴き、現地調査というものが考えられると想定するんですが、そのときに、通常勤務等は判断がされないような形がするんですが、そこら辺の扱いというのがどうなっているのか。

例えば、伝染病等衛生業務手当というのが、日額500円追加されるというような報酬規程になっているとは思いますが、そこら辺の伝染病等の中に、今回の新型インフルエンザ等というのが入っているのかどうか。そこら辺の町の条例の中で設けている伝染病等という、通常、伝染病というのは、家畜の病原体とか、

そういうものを想像するんですけれども、そこら辺の等に含まれる部分、どこら辺で明記されているのかというのが、条文を見る中ではわからなかったもので、今回、これを制定するに当たって、そこまで、職員の報酬に対する部分まで目を配っているのか。そこら辺、説明のほうをよろしくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

そのこのところの具体的な感染症等云々というところは、今のところ具体的には考えていないというか、行動計画の中で盛り込む話かなというふうに考えております。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（小野真二）

少し補足をさせていただきたいと思います。今、ご審議をお願いしております条例におきまして出てきました職員といいますのは、対策本部組織を運営するための職員という形になっております。

このインフルエンザの法律の趣旨から申しますと、この法律、私はすみからすみまで見たわけではないんですけれども、非常に重要な国家といいますか、全世界といいますか、それらのものが作用するような内容の法律であるというふうに思っています。ですから、それに従事します職員、あるいは関係者等におきましては、法的な庇護のもとに、十分な措置をとられるものという認識はしております。具体的には、議員申されました、ちょっと詳細までは存じておりませんが、そのような認識をしておりますので、そのような措置がとられるというふうに思っております。

○議長（茅沼隆文）

行政推進部長。

○行政推進部長（芳山 忠）

お答えになるかどうか、ちょっと自信がないんですけれども、この条例におけるいわゆる職員というのは、あくまでも町の職員ですから、その職務の一環として、現場のほうへ出ていきますので、それに関する特段の手当といったものは特に想定していないというふうに考えていいと思います。

ただ、その職員以外の人をお願いをして、そういう状況になった場合には、そういった費用というものも想定されるのではないかと。ただ、基本的には、町の職員が対応しますので、そういったことはないのではないかとというふうに考えます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田貴弘君。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。自分が一番聞きたいのは、国家を挙げた中での新型インフ

ルエンザ等に対する対策はしているんだと、それは理解しております。その本部条例をつくるということも理解をしております。要はその会議の中で、町職員が入った場合に、何も担保されない中で、上司からのあれで行ってこいという、その部分にはいろいろな危険手当とかいろいろとある中で、そういうものを見ているのかという部分を聞いているもので、そこら辺、伝染病等という等の部分の明確化、新型インフルエンザが入っているよといえ、それでオーケーだと思いますので、職員がどうのこうのと、今の回答の部分では、特に聞いていないので、そこら辺の部分、伝染病等の部分がどうなっているのか。よろしくをお願いします。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

すみません。それでは、お答えさせていただきます。こちら特殊勤務手当に関する条例というのがございます。この中に伝染病等遠征業務手当というところで、伝染病等が発生したときは、伝染病の病原体を有する疑いがある人、もしくは伝染病の病原体を付着している場合に、その物件に接する業務に従事したときに支給するとなっておりますので、こちら業務手当として日額なんですけれども、500円ということで、条例でうたっているということでございます。

条例上はそうなっておりますけれども、新型インフルエンザがその辺に該当するかどうかというところを、今後検討させていただいて、こちらに該当するようであれば、こちらの金額を出すということでございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田貴弘君。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。今、課長が述べたのは、開成町職員に特殊勤務に関する条例第4条の部分を読み上げたと思います。

自分が今危惧しているのは、こういう条例がある中の、伝染病等の中に、新型インフルエンザというものが明記されれば問題はないんですけれども、そこら辺の定義が、自分がいろいろな条例を見る中でちょっと見当たらなかったもので、どの部分で、伝染病等というものをあらわしているのか。入っていれば、全然問題ないし、入ってなければ、改めてこの条例を機に追加するなりし、していかなきゃいけないのかなというところで、職務を全うしたのに、全然認められないんじゃないんです。そこら辺の部分の回答が欲しかったということで、再度、よろしくをお願いします。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

ただいまのご質問にお答えします。山田議員のおっしゃるとおり、その等の中に

インフルエンザが含まれるかどうかというところでございますけれども、こちら法定伝染病であれば、もちろん含まれるところでございますけれど、新型インフルエンザが含まれるかどうかは、ここで回答ができないので、検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。ただいまの山田議員の質問では、議案の18号で、インフルエンザの条例の制定が入っている。これとの関係はないのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（小野真二）

お答えさせていただきます。この後に議案として上程させていただいております、派遣手当との関係でございますけれども、こちらにつきましては、インフルエンザの法律におきまして、ほかの自治体ですとか、町の職員以外の組織に対して、応援要請をすることができるという規定がございます。その応援要請をした場合に、来ていただいた方に手当を払いますよといいますが、この18号の議案でございますので、ただいまのインフルエンザの手当等というものは、直接的に関係はございません。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

7番、小林哲雄です。今、山田議員が特殊勤務手当の関係で、答えが尻切れトンボなんです。伝染病等という中に、法定伝染病等にインフルエンザが含まれるかといったら、含まれないということになると、伝染病等に含まれないんだったら、新たにこの新型インフルエンザも、特殊勤務手当の日当の中に入れるべきじゃないかということで、伝染病等に含まれないんだったら、新たにインフルエンザ用に特殊勤務手当の項目をつくるという回答がほしかったと僕も聞いていて思ったんですが、その辺をもう一度確認させてください。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

それでは、お答えさせていただきます。今、小林議員のご質問ですけれども、この等に含まれるのであれば、当然、このままでいいと思っております。等に含まれなければ、こちらの条例をインフルエンザに関して出さなきゃいけないというところで認識しますので、その点でよろしくお願いたします。

○議長（茅沼隆文）

いいですか。小林秀樹君。

○10番（小林秀樹）

10番、小林秀樹です。2項の4、5に関連することで、いわゆる職員の任期、それから、どういう職員を選定するのか。これは行動計画のほうで決定されるかもしれないけれども、現在は、どのようなお考えでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

本部が設置されて、その職員の任期ということですが、これは本部が解散するまでということ、何か月とか、1年とか、そういうことじゃなくて、その心配がなくなって、その本部が解散したときをもって、解任するということになります。

その職員を置くということですが、現在、専門職ということだけじゃなくて、こういうことが発生しますと、いろいろ役場の組織全体に及ぶ話ですので、例えば、部長クラスを本部員に置いて、最低必要な条件ということになると、今後、業務継続計画云々ということをつくって進めていくということになるかと思えます。

○議長（茅沼隆文）

小林秀樹君。

○10番（小林秀樹）

10番、小林秀樹です。おっしゃることはわかるんですが、専門員として、役場の職員の中にも、そういった関係の部署、あるいは職員の方がいらっしゃるの、やはりある程度の優先的なことを選任していただいて、あるお知恵を投入していただくとか、そういうことが必要であるかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

専門職というのは、例えば病氣的な、医療的な部分の話だろうと思えますので、その本部員の職員に、例えば、保健師さんを当てるとか、そういうことは考えられます。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。この特別措置法は、24年5月に成立したということは理解しております。WHOが、新型インフルエンザの流行を確認したときに、総理が緊急事態を宣言し、各都道府県知事が外出なり、公共施設の使用等について中止するような権限があるわけですが、ここで伺いたいのは、こういう形で本部を設置するということは、条例でわかるんですが、インフルエンザが流行したよということ

で本部が設置されたということと、インフルエンザが流行しているという、その情報の発信ですね。これをどういう形で町民に周知していくのかが、この条例を見ても、条例の中に特にうたい込んでいないものですから、どういう形で周知をされるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

まず、発生する要素というか、使用制限をしなければならないというところで、まず、考えられるのは、学校とか、保育所とか、そういうところで発生が、要するに人が多く集まるところで敏感に反応するだろうということ、まず、発生した段階で、学校関係、生徒、児童だけでなく、そういう時点で新型が発生したということは大変なことになるので、メディアでも、あるいは町の広報、ホームページ、それだけじゃなくて、報道関係にも通知していかなければならないということ、もう発生した段階で、あらゆるメディアを通じて広報していくということになるかと思えます。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（小野真二）

少し補足をさせていただきたいと思えます。議員のご質問は、情報の発信の仕方ということだったと思うんですけども、先ほど課長申しましたように、この後、行動計画をつくってまいります。行動計画の中には、事前にこういうことをやりましょう。事が起こってしまったら、こういうことをやりましょうというものを全部規定してまいります。これらの中に事細かに定めていく、実施していくということになりますけれども、基本的な周知の方法といたしましては、危機管理という点では防災と同じでございまして、防災の持っている術全てを使って周知をしていくということになると思えます。それは町内で行われることとございまして、その前の段階におきましては、テレビですとか、ラジオですとか、新聞ですとか、そのようなもので、皆様方情報をとられると思うのですけれども、町の細かな情報につきましては、前からやっておりますメール配信ですとか、TVKのデータ放送ですとか、ホームページですとか、防災無線ですとか、先ほど申しましたように、地震等の災害に比べまして、違うところと私が感じておりますのは、地震の被害等というのは、ちょっと言葉は悪いんですけども、局所的なものかなというふうに思えます。

このインフルエンザにつきましては、開成町だけの問題ではない。県だけの問題ではない、国だけの問題ではない。大きく言えば全世界の問題になりますので、そういう観点を持ちながら、国も当たっているというふうに考えておりますので、それに対応した、それを組んだ中での全ての対策はとっていきたいと考えております。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

わかりました。いろいろ細かいところを、これからまた考えられると思うんですが、行政側から発信された情報について、我々住民としてはやってはいけない。これは禁止しますよというふうなところまでうたい込んでいかれるかどうか、お伺いします。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

具体的な行動計画の中には、もしそういう新型インフルエンザが発生した場合には、今までどおり、一般的な消毒云々とか、せきエチケットの問題であるとか、あるいは施設利用者、いわゆる興行類、ゲームセンター云々とか、そういうところに使用制限をかけていくというようなことで、段階的に法令によって、行動計画が定められるということになります。

○議長（茅沼隆文）

お諮りします。質疑を打ち切り、討論を省略して、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第12号 開成町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

起立全員によって、可決いたしました。